



# 環境リスクPress

2017年4月発行／VOL.12

## アスベスト関連ニュース

2017年3月

### 「石綿含有」工事前連絡怠る、大気汚染防止法違反容疑にて堺市職員を書類送検

2017年1月17日、堺市が発注した関連施設の解体工事をめぐり、建材にアスベスト(石綿)が使われているのに関係機関に事前連絡を怠ったとして、大阪府警が大気汚染防止法違反容疑で、工事を発注した市建築課長ら職員4人と、法人としての堺市を書類送検した。

石綿が検出されたのは市北部地域整備事務所(同市北区)の別棟倉庫。6月18日、建物屋上の煙突(高さ約2・3メートル、昭和48年建設)を市内の業者が解体した際、隣接する私立保育園の庭に煙突の一部が落下するなどしたため調査したところ、煙突内側の耐熱材に、毒性の強い「茶石綿」が国の規定値の約250倍含まれていることが判明した。4人は府警の聴取に「煙突に石綿が含まれていることを知らなかった」などと説明しているという

※一部抜粋(参照:読売新聞)

## 土壤汚染対策の基礎知識

### 土壤汚染関連の法改正

2017年1月20日召集の通常国会にて、土壤汚染対策法の改正案が提出された。ポイントとしては、①「一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質変更や排出規制」②「臨海部の工業専用地域の特例」③「自然由来・埋め立て材由来基準不適合土壤の取り扱い」となり、規制強化型となる。

①については、3,000㎡未満の土地の形質変更の場合であっても、予め都道府県に届け出を行い、土壤汚染状況調査を行うように求めていくこととなる。また調査の結果にて土壤汚染が確認された範囲については、都道府県などが区域指定を行い、適正な搬出・処理を義務付けていく。同省は、調査の対象となる「工場・事業場の敷地」の定義を明確にするとともに、形質変更の届け出を義務付ける対象となる規模要件などを事業者や都道府県からの意見を十分踏まえて設定していくこととなる。

②については、人への健康被害の恐れが「少ない」、または「ない」土地では、土地所有者の申請によって「新区域」への指定を可能にする“特例”も設けていく。この新区域については、予め土地の所有者などに対し、自主管理の方法を都道府県と合意した上で管理することを求める代わりに、土壤汚染の状況を適切に管理するため最低限必要となる情報を年1回程度、事後的に届け出るよう求めていく。

③については、適正な管理下で資源としての有効利用を推進していくこととなる。具体的には、自然由来特定区域間(地質的に同質である範囲内)と、埋め立て地特例区域間(同一港湾内)の土壤の搬出などについて、届け出を求めた上で認めていく。同一事業や現場内の盛土構築物(埋め立て処理施設)による処理を業として行う場合、その許可については、自然由来・埋め立て材由来の基準不適合土壤に適応した施設の構造要件などを設ける。さらに、区域外の一定の条件を満たした工事であれば活用を認め、水面埋め立てでの利用についても確認の上で、その活用を認める。(環境ニュース参照)

## PCBニュース

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、改正PCB特措法)が、2016年8月1日に施行されました。今回は、改めてそのポイントをお伝え致します。

1. 高濃度PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品の定義づけ
2. 高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限より前の処分を義務付け・高濃度PCB製品に対する新たな処分の義務付け
3. 高濃度PCB廃棄物もしくは高濃度PCB使用製品に係る保管等の状況の届出の記載事項の追加
4. 廃棄・処分終了に関する届け出の義務付け

特に、1につきまして高濃度PCB使用製品の定義づけについては、使用製品として明確化されたことがポイントです。使用中の高濃度PCB使用製品に対しても廃棄の義務付けや、廃棄物同様の届け出が必要となります。

